新庄市告示第３０号

平成２９年度新庄市新製品開発支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成２９年　４月　１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　新庄市長　山　尾　順　紀

平成２９年度新庄市新製品開発支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内において工業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。）が新製品、新技術等の研究開発を行うために必要な経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することに関し、新庄市補助金等交付規則（昭和５５年規則第９号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となるものは、市内に事業所を有する中小企業者（以下「補助対象者」という。）であって、次の各号に掲げる業種を営む市税の滞納がないものとする。

(１)　統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる大分類Ｅ製造業

(２)　その他市長が特に認めたもの

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う新製品、新技術等を開発する事業とする。

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の合計額の２分の１の額又は１００万円のいずれか低い額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに新製品開発支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　新製品開発支援事業計画書（様式第２号）

(２)　新製品開発支援事業収支予算書（様式第３号）

(３)　主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料

(4)　市税の納税証明書

(5)　前年度の決算書の写し

(6)　その他市長が必要とする書類

（届出事項）

第６条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(１)　補助対象事業完了前に事業所を移転又は廃止したとき。

(２)　補助対象事業の一部又は全部を中止するとき。

（補助事業の実績報告）

第７条　補助事業者は、補助対象事業が完了した日から３０日を経過する日又は平成２９年２月末日のいずれか早い日までに、新製品開発支援事業費補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　新製品開発支援事業成果書（様式第５号）

(２)　新製品開発支援事業収支決算書（様式第６号）

(３)　補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(４)　その他市長が必要とする書類

（補助対象事業の公表及び成果の発表）

第８条　市長は、補助事業者及び研究開発を行った新製品又は新技術の名称等を公表し、及び補助対象事業の成果を補助事業者に発表させることができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |
| --- |
| 補助対象経費 |
| 原材料費及び副資材費 |
| 委託費及び外注加工費 |
| 技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費 |
| 性能検査費 |
| 知的財産等関連経費 |